

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

《平成 30 年度～平成 39 年度》

概 要 版

平成 30 年 3 月

岩手・玉山環境組合

岩手・玉山環境組合

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 概要版

《平成 30 年度～平成 39 年度》

■ 本計画の位置付け

本計画は、国による各種計画に基づき、県の計画や構成市町の上位計画を踏まえ、廃棄物処理法の規定に基づき、本組合の一般廃棄物処理等に関するマスタープランとして策定するものです。なお、本計画は、一般廃棄物のごみ処理に関する計画です。

■ 計画期間

計画期間は、平成 30 年度を初年度とし、平成 39 年度までの 10 年間とします。

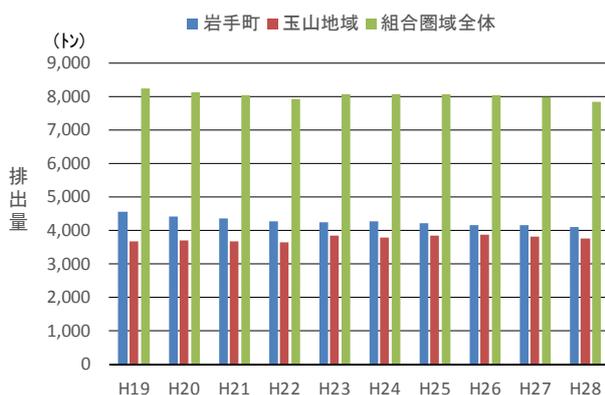


■ 計画対象区域と本組合の役割

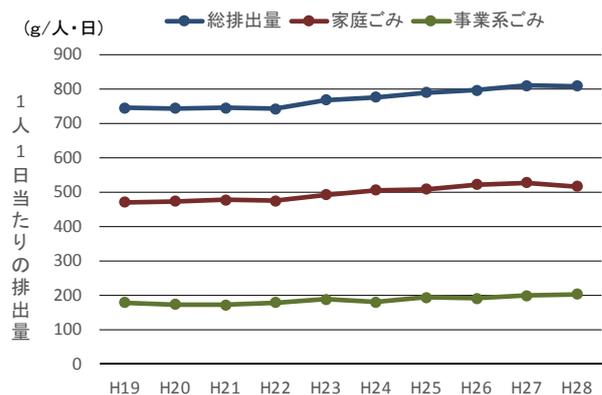
計画対象区域	処理区分	処理主体
岩手町 盛岡市玉山地域	収集・運搬	岩手町、盛岡市
	焼却処理	岩手・玉山環境組合
	破碎処理	岩手・玉山環境組合
	資源化处理	盛岡・紫波地区環境施設組合、 岩手・玉山環境組合
	最終処分	岩手町、盛岡市

■ ごみ処理の現状

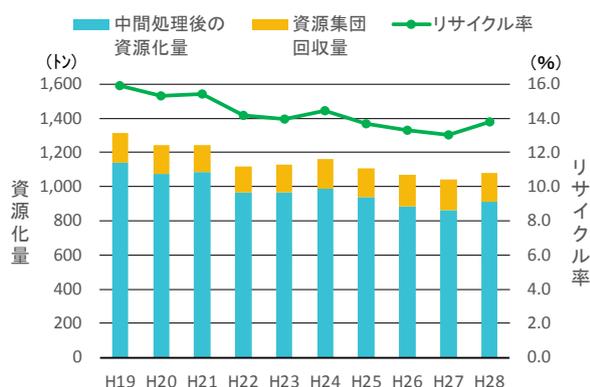
● ごみ総排出量の推移



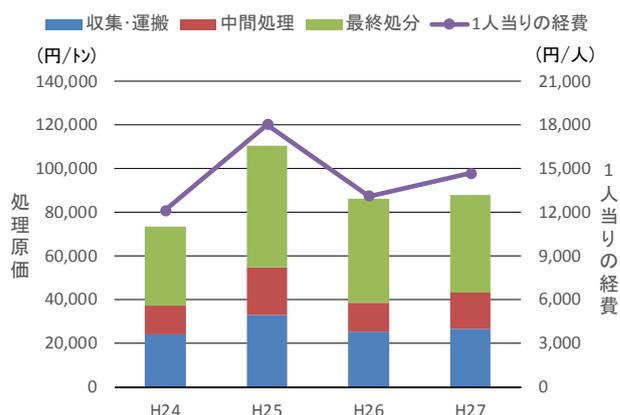
● 1人1日当たりのごみ排出量の推移



●資源化量及びリサイクル率の推移



●ごみ処理原価等の推移



■ 前回計画の目標達成状況

前回計画の数値目標の達成状況は、1人1日当たりのごみ排出量及びリサイクル率は、計画目標年度（平成29年度）の達成が厳しい状況です。最終処分量については、計画目標年度（平成29年度）に達成できる見込みです。

指標	前回計画の目標値	平成22年度実績値 (中間目標年度)	平成28年度実績値 (計画目標年度 平成29年度)
1人1日当たりのごみ排出量	617 g/人・日 (平成13年度値)	741 g/人・日 [20.1%増]	807 g/人・日 [30.8%増]
リサイクル率	24%	14.1% [-9.9%]	13.8% [-10.2%]
最終処分量	1,034 t (平成9年度の1,724 t から40%削減)	964 t (平成9年度の1,724 t から44.1%削減)	908 t (平成9年度の1,724 t から47.3%削減)

■ ごみ処理の課題

ごみの排出抑制・減量化について	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみの減量対策を推進 ごみ排出前の水切り等の減量化意識の啓発活動を推進 ごみの排出抑制、減量化等についての情報提供 3R行動の普及・啓発活動を推進
ごみの資源化について	<ul style="list-style-type: none"> 適正な分別の啓発活動を推進 資源集団回収活動の継続と活発化を促進 講演会、イベント、環境教育等の拡充を推進
ごみの適正処理について	<ul style="list-style-type: none"> 住民のニーズに対応した効率的な収集・運搬体制の整備や検討 中間処理施設の適正な維持管理を継続 ごみの減量化・資源化を促進し、最終処分量の低減を図る

■ 基本理念

住民・事業者・行政の連携による 循環型社会形成とごみ減量化の促進

■ 基本方針

基本理念に基づき、次の3つの基本方針を掲げます。

基本方針1 3R運動の促進

住民・事業者・行政がそれぞれの責務を果たし、相互に連携して行動することにより、3R〔排出抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle)〕運動を促進し、循環型地域社会の形成を目指します。

基本方針2 ごみ減量化の促進

住民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、環境に配慮した高い意識を持って行動することにより、ごみの発生・排出をできる限り減らすごみの減量化を目指します。

基本方針3 適正なごみ処理事業の推進

効率的な収集・運搬の実施、中間処理施設の適正な運転管理や維持管理の実施、並びに最終処分場の適正な維持管理と適正処理の実施を促進します。

■ 数値目標

目標項目		基準年度 平成 28 年度	中間目標年度 平成 34 年度	計画目標年度 平成 39 年度
住民 1 人 1 日当たり	ごみ排出量	720 g	〔 5% (36 g) 削減〕 684 g	〔 10% (72 g) 削減〕 648 g
	家庭ごみ排出量	517 g	〔 5% (26 g) 削減〕 491 g	〔 10% (52 g) 削減〕 465 g
	事業系ごみ排出量	203 g	〔 5% (10 g) 削減〕 193 g	〔 10% (20 g) 削減〕 183 g
リサイクル率 (資源化率)		13.8 %	21.0 %	21.0 %
最終処分量		908 t/年	〔 5% (45 t) 削減〕 863 t/年	〔 10% (91 t) 削減〕 817 t/年

注) 排出量は資源を除く。

■ 住民・事業者・行政の役割

主体	役割
住民	ごみの減量化・資源化や環境問題に関心を持ち、ごみ処理に関する理解を深め、ごみの発生抑制や3R行動を実践するライフスタイルへの転換を図るとともに、行政や地域住民等との連携・協力を積極的に行うことが求められます。
事業者	生産・加工・流通・販売・排出等の事業活動における全ての過程において、廃棄物の排出抑制・再利用・再生利用に努め、環境に配慮した取り組みが求められます。 また、ごみの処理にあたっては、積極的に資源化に取り組むとともに、やむを得ず発生するごみは、自己の責任において適正に処理することが求められます。
行政	住民や事業者のごみの減量化・資源化・環境問題への関心を高め、具体的な行動を促進するために、普及啓発、情報提供、環境学習等により3R運動を促進します。 また、分別収集の推進や収集方法の改善等に取り組むなど、ごみの発生・排出抑制、資源の循環的利用を促進するとともに、やむを得ず発生するごみについては、適正処理を行います。

■ 個別計画

基本方針	個別計画
3R運動の促進	1. 住民の3R行動の促進 ① 住民への情報提供と啓発活動 3R行動に関する情報を提供し、理解を深めてもらうとともに、具体的な行動を促すように啓発活動を行います。 ② 講演会、環境学習等の実施 環境教育等の場を通し、3R活動や環境・ごみ問題の重要性を訴えていきます。 ③ 資源の分別の促進 正しく分別・排出できるよう、情報の提供や啓発を行います。 ④ 資源集団回収の促進 資源集団回収活動への一層積極的な側面援助を行い、ごみの減量と資源化の促進を図り、現行の資源集団回収活動の維持、登録団体の拡大と育成を行い、住民のごみ処理問題等に対する意識の高揚を図っていきます。
	2. 事業者の3R行動の促進 ① 事業者への情報提供と啓発活動 3R行動に関する情報を提供し、理解を深めてもらうとともに、具体的な行動を促すように啓発活動を行います。
ごみ減量化の促進	1. 住民による減量化への取組 ① 生ごみ等の減量化の促進 水切り等による減量や、食品ロスの削減等に関する情報を提供し、減量化への取組を促します。
	2. 事業者による減量化への取組 ① 適正処理による減量化の推進 正しく分別し、適正な排出や処理ができるように、情報の提供や啓発・指導を行い、資源化・減量化を促します。 ② 生ごみ等の減量化の促進 食品関連業者に対して、生ごみの水切り等による減量や、食品ロスの削減、調理くず等の資源化等についての情報を提供し、減量化への取組を促します。
適正なごみ処理事業の推進	1. 収集・運搬計画 住民のニーズに対応した効率的・経済的な収集・運搬体制の整備について、両市町と連携して検討を進めていきます。
	2. 中間処理計画 両市町と連携して、施設の適正な維持管理と、適正処理の継続を図ります。
	3. 最終処分計画 両市町と連携して、施設の適正な維持管理と、適正処理の継続を図ります。
	4. ごみ処理広域化計画 「岩手県ごみ処理広域化計画」において、広域処理の推進が求められています。 本組合の中間処理施設は、老朽化や耐用年数に応じた管理や整備が必要であることから、広域化基本構想との整合を図りながら、施設整備等の検討を進めます。

